

市民ギャラリーのご案内（鈴鹿市役所本館 1 階東）

市民ギャラリーは、鈴鹿市内で活動する団体、個人の文化活動にご利用いただける展示スペースです。

【ご利用いただける展示会】

絵画・写真・書道・彫刻などの美術作品の展示発表、生け花や盆栽などの展示
ボランティアや公共機関など非営利団体の広報を目的とする展示
地域や学校などで行われる同好会、クラブなどの学習活動を紹介する展示
その他、地域振興、文化振興等を目的とする展示

【ご利用いただける方】

鈴鹿市内で活動される個人又は団体

【ご利用できないケース】

特定の政党、政治的団体、宗教のための展示・活動
営利を目的とする展示、入場料の徴収や販売行為を伴う展示・活動
施設等を汚したり、壊すおそれのある場合
その他庁舎管理上問題があると市が認める場合

【使用できる期間】

連続する7日間以内（搬入、搬出日を含みます。）

【搬入・設営・搬出・公開展示できる時間】

平日は8時30分から17時15分まで
土曜日は10時から17時まで
日曜日は 9時から17時まで

【公開休止日】

祝日と12月29日～1月3日

ただし、祝日と土曜日・日曜日が重なっている場合は公開します。

※12月29日～1月3日は土曜日・日曜日と重なっていても公開休止日です。

【ギャラリー付属設備】

展示パネル固定型 18枚、展示パネル移動型 11脚、長机 5脚、椅子（折りたたみ型） 5脚、ピクチャースライドハンガー（長） 40本、ピクチャースライドハンガー（短） 20本、案内スタンド 2脚、三脚イーゼル 10脚
その他設営用に、脚立（3m）1脚、画鋸 300個程度、台車 1台もお貸しできます。

【ギャラリー及び付属設備の使用料】

無料

【ご利用になりたいときは】

市民ギャラリー使用許可申請書に必要事項をご記入の上、市役所管財課まで提出してください。

申請書は使用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日から7日前まで受付けます。

（例：11月7日使用開始なら8月1日から10月31日まで）

なお、使用申請が競合したときは、くじ引きで使用者を決定します。

（注：使用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日のAM8:30～AM9:00 受付分に限る。）

【くわしくは】

鈴鹿市総務部管財課 電話382-9009（直通）